

## エバーリゾート メンバー契約書

エバーリゾート（以下甲という）は \_\_\_\_\_（以下乙という）との間にエバーリゾート施設（以下施設という）利用等に関し次の通り契約を締結する。

### 第1条（総則）

甲は、神奈川県逗子市新宿 1-4-28、神奈川県逗子市桜山 8-2-29 に所在する艇庫施設、また乙が末尾記載艇（以下「艇」という）の陸置に利用する事を承認する。

- (1) 艇庫施設
- (2) 付属施設

施設利用については別紙エバーリゾート利用規約（以下規約という）に定める。

### 第2条（契約期間）

前条の施設利用期間は、初年度は末尾記載期間とし次年度以降は第4条(1)に定める1年間とする。

但し、甲乙いずれからも期間満了3カ月前までに何らかの意思表示がない時は、本契約は同一条件をもって1年間延長されるものとし以後これにならう。

### 第3条（契約の成立）

- (1) 乙は本契約締結と同時に甲に対し、入会金を支払い速やかに月割会費の口座引き落とし手続きを行う。尚、口座引落完了までの月割り会費については前月末までに現金にて支払う。

### 第4条（施設利用料金）

艇庫・施設利用料金については次の通りとする。

- (1) 艇庫・施設使用料の算定年度の期間は、毎年4月1日より翌3月末日までの1年間とする。
- (2) 乙は甲の定めた料金月額（末尾記載額）を本契約締結と同時に口座引き落とし手続きを行い、抑月分を毎月27日に支払う。（曜日による変更あり）
- (3) 前(1)に基づき、年度の間にて本契約を締結した場合、前(2)に定めた利用開始日を期間の起算日として3月末日までを初年度の契約期間とする。
- (4) 前(2)の規定は乙所有艇の持ち込みの有無を問わない。
- (5) 前(2)について乙が本契約を中途解約した場合、未経過メンバー料金は解約時の一括払いとする。

付属施設利用料金については次の通りとする。

- (1) 乙は本契約第1条(2)に表示した施設を使用した場合、乙は甲の定める諸利用料金を別途支払う。

甲は前各項に定めた艇庫料及び施設利用料金について1年毎に改定できる。

## 第5条（会員証の発行）

- (1) 甲は乙に対し会員証を発行する。
- (2) 会員証は乙のみが利用でき、他人に貸与・譲渡できない。
- (3) 乙は本施設利用時には常に会員証の提示をする。
- (4) 会員証紛失時には直ちに甲へ届出、再発行を受けるものとし再発行手数料は2,000円(税別)とする。
- (5) 退会・除名の場合は速やかに会員証を返却する。

## 第6条（会員資格の変更）

- (1) 会員資格に変更が生じた場合において、会員は所定の申告書に記載の上、変更にかかる手数料として2,000円(税別)を添えて変更希望日の前月10日までに申告する。
- (2) 甲は前項の規定にかかわらず定員、管理状況の理由により変更を認めない場合がある。

## 第7条（容認事項）

乙は本契約期間中、次の事項につき甲に対し、予告無しに施設、備品、設備の全部もしくは一部を閉鎖、または利用制限を行う場合がある事を容認する。

- (1) 定期休業等による場合。
- (2) 施設の増改築、修繕又は点検による場合。
- (3) 気象災害・その他外因的の事由により、その災害が乙に及ぶと判断した時。
- (4) 天候・災害・その他により開館が不可能と認められる場合。
- (5) 甲が主催する特別行事を開催するとき
- (6) 法令の制定・改廃・行政指導・社会情勢等止むを得ないとき。
- (7) クラブ情勢又は経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由により運営が不可能となった場合。
- (8) 経営上、必要と認められたとき。

また甲は艇・ボードの陸置位置を、乙の承諾を得ずに変更できる。

## 第8条（名義変更）

甲は乙に対し、本契約名義変更についての一切を認めないものとし乙はこれを了承する。

## 第9条（禁止事項）

甲は乙に対し次の事項を禁止する。

- (1) 乙は甲より指定された艇庫を第3者に転貸または使用させてはならない。
- (2) 乙は、この契約による権利を第3者に譲渡し又は担保に供することができない。
- (3) 乙は甲の施設の現状変更及び構築物等を設置する事ができない。
- (4) 乙は施設内において物品の販売、艇・ボードの賃貸及びこれに類する一切の営業行為をしてはならない。

## 第 10 条 (免責事項)

甲は次の事項につき乙に対し一切の損害賠償の責を負わない。

- (1) 暴動、騒じょう、天災地変に因る損害、乙及び第三者の故意または過失による損害等、甲の責に帰さない事由によって乙がこうむる損害。
- (2) 甲の責に帰さない火災盗難又は施設の故障事故等によって乙がこうむる損害。

## 第 11 条 (損害の賠償)

- (1) 乙は甲の施設利用中又は、公海上で乙及びその関係者が故意、又は過失により、甲及び第三者に損害を与えた場合は、乙はその全ての賠償の責を負う。
- (2) 乙は施設内（施設出入口を含む）で事故を起こした時は他の利用者の迷惑にならぬよう速やかに処理するとともに、乙が第三者に損害を与えた場合、その全ての賠償の責を負う。尚、乙が速やかに処理しない場合、甲の判断において処理し、それに関わる諸費用は乙の負担とする。

## 第 12 条 (契約の解除)

本契約を甲乙何れかの都合で解除する場合は 3 か月前に書面をもって相手方に通知し、本契約を解除することができる。尚、天災事変その他、不可抗力の事故に依って施設の大部分が滅失又はき損した場合、本契約は消滅する。

## 第 13 条 (契約の失効)

甲は乙が次の事項に該当した場合、本契約一切を即時解除する。

- (1) 乙が甲に対し、無許可で艇・ボードの変更（入替等）をした場合。
- (2) 乙が本契約第 7 条、第 8 条及び第 9 条に抵触した場合。
- (3) 乙が甲に対し、本契約第 4 条に規定した会員料金を 90 日以上滞納した場合。
- (4) 乙が破産の宣告を受けた場合。
- (5) 乙が禁治産者又は準禁治産者の宣告を受けた場合。
- (6) 乙が艇・ボードを第 3 者に譲渡した場合。
- (7) 乙がその関係者及び、甲及び第三者等に対し著しく迷惑を及ぼし、または良識のない行動をした場合。

## 第 14 条 (規約の遵守)

乙は甲の定めた別添の規約を遵守しなければならない。

規約は本契約と同一の効力を有し、乙が規約に違反した場合は本契約第 12 条を適用する。

## 第 15 条 (契約及び規約の違反)

乙が本契約及び規約に違反し、甲の催告にもかかわらず、これを是正しなかった場合は、甲は直ちに本契約を解除することができる。

## 第 16 条 (契約解除後の船舶等の搬出)

乙は本契約第 11 条、第 12 条及び第 14 条の規定に依り、本契約の解除に至った場合、乙所有艇・ボード・ウェア類等、乙所有物を速やかに甲の施設より他の場所へ搬出しなければならない。

尚、甲の催告にもかかわらず乙が艇・ボード・ウェア類、その他備品などの搬出をしなかった場合及び第3条に違反した場合、甲は乙に対し甲の定める施設不法使用損害金を請求し、乙はこれを支払う。

**第17条 (管轄裁判所)**

本規約について紛争が生じた時は、甲の所在地を管轄する横浜地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

**第18条 (契約外事項の処理)**

本契約及び規約に定めのない特別な事項が発生した場合、甲乙協議の上誠意をもって処理する。

上記、契約を証する為、本書2通を作成し各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

住所 249-0007 神奈川県逗子市新宿 1-4-28

氏名 エバーリゾート

山田哲也

印

住所

氏名

印

入会金

金 30,000 円也 (差入日平成

年 月 日)

年会費

金 円也

契約期間 自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

**艇庫契約船舶**

艇名

\_\_\_\_\_

艇種

\_\_\_\_\_

長さ

\_\_\_\_\_

幅

\_\_\_\_\_